

參考資料

司法制度改革の三つの柱

国民の期待に応える司法制度

民事司法制度の改革

民事裁判の充実・迅速化・
審理期間の半減を目標

知的財産権関係事件など
専門的知見を要する事件への
対応強化

民事執行制度の強化

裁判所へのアクセス拡充
利用者の負担軽減
民事法律扶助の充実

裁判外紛争解決手段 (ADR) の拡充 活性化

刑事司法制度の改革

刑事裁判の充実・迅速化

被疑者・被告人の公的弁
護制度の整備

司法制度を支える法曹の在り方

法曹人口の拡大

司法試験合格者数を平成
16年に1,500人とし、新たな
法曹養成制度の整備状況等
を見定めながら、平成22年
ころには3,000人まで増加

裁判官、検察官の大幅増員
など司法を支える人的基盤を
飛躍的に増大

法曹養成制度の改革

法科大学院を中核とした新
たな法曹養成制度の整備

弁護士制度の改革

弁護士の活動領域の拡大、
アクセスの拡充、執務態勢の
強化、隣接法律専門職種の活
用

検察官制度の改革

検察の人事・教育制度の見
直し

裁判官制度の改革

判事補に多様な経験を積ま
せる仕組みの整備、弁護士任
官等の推進

下級裁判所裁判官の指名
につき意見を述べる機関の設
置

国民的基盤の確立

刑事訴訟への新たな参加制度

一定の重大事件につき、国
民が裁判官と共に評議し、有
罪・無罪の決定と刑の量定を
行う制度の導入

その他の参加制度の拡充

検察審査会の一定の議決
への法的拘束力の付与

司法制度改革審議会意見（平成 13 年 6 月 12 日） （抄）

国民の期待に応える司法制度

第 1 民事司法制度の改革

8. 裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化

(1) ADR の拡充・活性化の意義

司法の中核たる裁判機能の充実に格別の努力を傾注すべきことに加えて、ADR が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきである。

多様な ADR について、それぞれの特長を活かしつつ、その育成・充実を図っていくため、関係機関等の連携を強化し、共通的な制度基盤を整備すべきである。

社会で生起する紛争には、その大小、種類などにおいて様々なものがあるが、事案の性格や当事者の事情に応じた多様な紛争解決方法を整備することは、司法を国民に近いものとし、紛争の深刻化を防止する上で大きな意義を有する。裁判外の紛争解決手段（ADR）は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決、プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、簡易・迅速で廉価な解決、多様な分野の専門家の知見を活かしたきめ細かな解決、法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決を図ることなど、柔軟な対応も可能である。

我が国における ADR としては、裁判所による調停手続、また裁判所外では、行政機関、民間団体、弁護士会などの運営主体による仲裁、調停、あっせん、相談など多様な形態が存在する。しかしながら、現状においては、一部の機関を除いて、必ずしも十分に機能しているとは言えない。一方、経済活動のグローバル化・情報化に伴い、国際商事紛争を迅速に解決する仕組みの整備について国際連合等において検討が進められ、また、諸外国においては、競争的環境の下で民間ビジネス型の ADR が発展するなど新たな動向を示しており、我が国としても早急な取組が求められている。

こうした状況を踏まえ、国民がより利用しやすい司法を実現するためには、まず司法の中核たる裁判機能について、これを拡充し、国民にとって一層利用しやすくしていくことに格別の努力を傾注すべきことは当然であるが、これに加えて、

ADR が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

各 ADR がそれぞれの特長を活かしつつ充実・発展していくことを促進するため、関係機関等の連携を強化し、共通的な制度基盤の整備を推進すべきである。

(2) ADR に関する関係機関等の連携強化

ADR の拡充・活性化に向けた裁判所や関係機関、関係省庁等の連携を促進するため、関係諸機関による連絡協議会や関係省庁等の連絡会議等の体制を整備すべきである。

訴訟、ADR を含む紛争解決に関する総合的な相談窓口を充実させるとともに、インターネット上のポータル・サイトなど情報通信技術を活用した連携を図り、ワン・ストップでの情報提供を実現すべきである。

ADR の担い手の確保については、人材、紛争解決等を含む情報の開示・共有を促進した上で、必要な知識・技能に関する研修等を充実させるべきである。

ADR の拡充・活性化については、個々の ADR の性格に応じた多面的な検討が必要であるが、情報提供の強化、担い手の確保、財政基盤の確立、制度基盤の整備など、各 ADR におおむね共通する横断的な課題も多い。このため、ADR の拡充・活性化に向けた裁判所や関係機関、関係省庁等の連携を促進するため、関係諸機関による連絡協議会や関係省庁等の連絡会議等の体制を整備すべきである。

運用面での具体的な連携として、まず、ADR に関する情報提供面での連携を強化することが、利用者の利便の向上、ADR に対する認知度・信頼性の向上の見地から重要である。このため、訴訟、ADR を含む紛争解決に関する総合的な相談窓口を充実させるとともに、インターネット上に ADR の総合窓口サイト(ポータル・サイト)を整備するなど情報通信技術を活用した連携を図り、手続、機関に関する情報を始めとする各種情報をワン・ストップで国民に提供できるようにすべきである。

さらに、担い手の確保面でも連携を図り、ADR の質的充実に活かしていくことが重要である。このような見地から、担い手、解決事例、解決手法等の各種情報について、プライバシーや秘密保持にも配慮しつつ、裁判所を含む各機関が積極的に開示した上で、ポータル・サイトの活用や人材の相互交流等により、関係機関間での情報共有を促進していくべきである。その上で、ADR の担い手に必要な知識・技能に関する研修等を充実させるべきである。

(3) ADR に関する共通的な制度基盤の整備

国際的動向を見つつ、仲裁法制（国際商事仲裁を含む。）を早期に整備すべきである。

さらに、総合的な ADR の制度基盤を整備する見地から、ADR の利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律（いわゆる「ADR 基本法」など）の制定をも視野に入れ、必要な方策を検討すべきである。その際、例えば、時効中断（又は停止）効の付与、執行力の付与、法律扶助の対象化等のための条件整備、ADR の全部又は一部について裁判手続を利用したり、あるいはその逆の移行を円滑にするための手続整備等を具体的に検討すべきである。

隣接法律専門職種など非法曹の専門家の ADR における活用を図るため、弁護士法第 72 条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべきである。同条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。

ADR の共通的な制度基盤に関し、まず、仲裁法制については、現在も明治 23 年制定の法律が、新民事訴訟法制定の際の改正作業から分離され、「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律」としてそのまま残されており、国際連合国際商取引法委員会における検討等の国際的動向を見つつ、仲裁法制を早期に整備すべきである。その際、経済活動のグローバル化や国境を越えた電子商取引の急速な拡大に伴い、国際的な民商事紛争を迅速に解決することが極めて重要となっていることから、国際商事仲裁に関する法制をも含めて検討すべきである。

さらに、総合的な ADR の制度基盤を整備する見地から、ADR の利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律（いわゆる「ADR 基本法」など）の制定をも視野に入れ、必要な方策を検討すべきである。その際、例えば、ADR の利用を促進する見地から、時効中断（又は停止）効の付与、執行力の付与、法律扶助の対象化を可能とするための具体的要件を検討すべきである。また、ADR と裁判所との手続的連携を促進する見地から、ADR の全部又は一部について裁判手続を利用したり、あるいはその逆の移行を円滑にするための手続整備等を具体的に検討すべきである。

担い手の確保に関する制度の整備としては、隣接法律専門職種など非法曹の専門家の ADR における活用を図るため、弁護士法第 72 条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえてその在り方を個別的に検討し、こうした業務が取扱い可能であることを法制上明確に位置付けるべきである。弁護士法第 72 条について

は、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。

司法制度改革推進計画（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）

（抄）

II 国民の期待に応える司法制度の構築

国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築するため、以下に述べるところに従い、改革を推進する。

第 1 民事司法制度の改革

国民の期待に応える司法制度を構築するとの観点から、民事司法制度の改革については、まず、国民が司法を通じてより迅速、適切かつ実効的に権利・利益を実現することができるようにするため、民事裁判の充実・迅速化、知的財産権関係事件等の専門的知見を要する事件及び労働関係事件への対応強化、家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実並びに民事執行制度の強化を図るための措置を講ずる。

次に、国民が司法制度をより容易に利用することができるようにするため、裁判所へのアクセスの拡充を図るための措置を講ずる。

また、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため、裁判外の紛争解決手段（以下「ADR」という）について、その拡充・活性化を図るための措置を講ずる。

さらに、司法の行政に対するチェック機能の強化を図るための措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

8 裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化

(1) ADRに関する関係機関等の連携強化

ア ADRの拡充・活性化に向けた裁判所や関係機関、関係省庁等の連携を促進するため、平成 14 年半ばころまでに関係省庁等の連絡会議を設置するとともに、関係諸機関による連絡協議会の体制が早期に整備されるよう所要の措置を講ずる。（本部及び関係府省）

イ 訴訟、ADRを含む紛争解決に関する総合的な相談窓口を充実させるとともに、インターネット上の閲覧窓口である総合窓口サイト（ポータル・サイト）など情報通信技術を活用した関係機関等の連携を図ることにより、手続、機関等に関しいわゆるワンストップでの情報提供を実現するための方策を検討し、平成 16 年 3 月までに、所要の措置を講ずる。（本部及び関係府省）

ウ ADRの担い手の確保について、人材、紛争解決事例等の情報の開示・共有を促進した上で、必要な知識・技能に関する研修等を充実させる方策を検討し、平成 16 年 3 月までに、所要の措置を講ずる。（本部及び関係府省）

(2) ADRに関する共通的な制度基盤の整備

- ア 国際的動向を見つつ、仲裁法制(国際商事仲裁を含む。)を整備することとし、所要の法案を提出する(平成15年通常国会を予定)。(本部)
- イ 総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部)
- ウ IIIの第3の6のとおり、隣接法律専門職種など法曹以外の専門家のADRにおける活用及び弁護士法第72条の規制対象の予測可能性の確保について、必要な対応を行う

ADR 検討会の開催状況

第 1 回検討会（平成 14 年 2 月 5 日）

[検討項目] 検討項目説明及び自由討議

第 2 回検討会（3 月 18 日）

[検討項目] ADR の現状把握等

[ヒアリング] ADR 機関からのヒアリング

（第二東京弁護士会仲裁センター、岡山仲裁センター
（財）交通事故紛争処理センター、消費生活用製品 PL センター
NPO 法人シロガネ・サイバーポール、NPO 法人日本技術者連盟）

第 3 回検討会（4 月 15 日）

[検討項目] ADR の現状把握等、ADR に関する基本理念

[ヒアリング] ADR のユーザーからのヒアリング

（経済団体連合会、全国消費者団体連絡会、日本労働組合総連合会）

[報告] ADR 機関へのアンケート調査結果

第 4 回検討会（5 月 13 日）

[検討項目] ADR に関する基本理念（続き）

時効中断効の付与

第 5 回検討会（6 月 10 日）

[検討項目] 時効中断効の付与（続き）

執行力の付与

第 6 回検討会（7 月 22 日）

[検討項目] 執行力の付与（続き）

裁判手続との連携

[説明] 法曹関係者（最高裁、法務省、日弁連）からの説明

第 7 回検討会（9 月 30 日）

[検討項目] 専門家の活用等

[ヒアリング] 専門家等からのヒアリング

（日本行政書士会連合会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、
日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本弁理士会、建築関係、
日本不動産鑑定協会、全国消費生活相談員協会、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会）

第 8 回検討会（10 月 28 日）

- [検討項目] 裁判手続との連携（続き）
 専門家の活用等（続き）
 法律扶助の対象化

第 9 回検討会（11 月 11 日）

- [検討項目] ADR 全般に対する通則規律
 法的効果付与等の要件チェック方法
 今後の検討の基本的枠組み（論点整理）

（以降、ADR の共通的な制度基盤整備に関する法制度の検討（2 巡目）を開始）

第 10 回検討会（12 月 9 日）

- [検討項目] 適用範囲、ADR の手続の定義

第 11 回検討会（平成 15 年 2 月 3 日）

- [検討項目] ADR の手続の定義（補足） 基本理念

第 12 回検討会（2 月 24 日）

- [検討項目] 国の責務（国の関与のあり方）等

第 13 回検討会（3 月 10 日）

- [検討項目] ADR 等に係る規律（総論、主宰者に関する規律等）

第 14 回検討会（4 月 7 日）

- [検討項目] ADR 等に係る規律（手続・組織運営等に関する規律）
- [ヒアリング] 日本弁護士連合会からのヒアリング（主宰者としての専門家の活用）

第 15 回検討会（4 月 28 日）

- [検討項目] ADR ・訴訟手続（裁判所）間の連携
- [報告] ADR の拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン

第 16 回検討会（5 月 26 日）

- [検討項目] 時効中断効の付与、執行力の付与

(以降、検討状況整理を念頭に置いた検討(3巡目)を開始)

第17回検討会(6月9日)

[検討項目] ADRに関する基本的な法制の枠組み、基本的事項、一般的事項、調停手続(法)事項、特例的事項(弁護士法の特例)

第18回検討会(6月23日)

[検討項目] 特例的事項(弁護士法の特例(続き)、時効中断効、執行力の付与)
[ヒアリング] 民法学者からのヒアリング(時効制度)

第19回検討会(6月30日)

[検討項目] 特例的事項(調停前置主義の不適用、訴訟手続の中止、ADR利用の勧告、法律扶助の対象化)、ADRの適格性の確認方法

第20回検討会(7月14日)

[検討項目] 検討状況整理案

A D R 検討会名簿

- (座長) 青山 善充 (成蹊大学教授)
- 安藤 敬一 ((株)松崎代表取締役副社長)
- 高木 佳子 (弁護士)
- 龍井 葉二 (日本労働組合総連合会総合労働局長)
- 原 早苗 (埼玉大学非常勤講師)
- 平山 善吉 (日本文理大学教授)
- 廣田 尚久 (大東文化大学教授・弁護士)
- 三木 浩一 (慶応義塾大学教授)
- 山本 和彦 (一橋大学教授)
- 横尾 賢一郎 (日本経済団体連合会経済本部経済法制グループ長)
- 綿引 万里子 (東京地方裁判所判事)

わが国のADRの分類(例)

< 手続の種類に着目した分類 >

調整型

紛争の解決を図るため、当事者間の合意を調達しようとするもの

(例) 調停
あっせん 等

裁断型

あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的合意の下に手続を開始させるもの

(例) 裁定
仲裁 等

< 提供主体に着目した分類 >

司法型

裁判所内で行われるもの

(例) 民事調停
家事調停

行政型

独立の行政委員会や行政機関等が行うもの

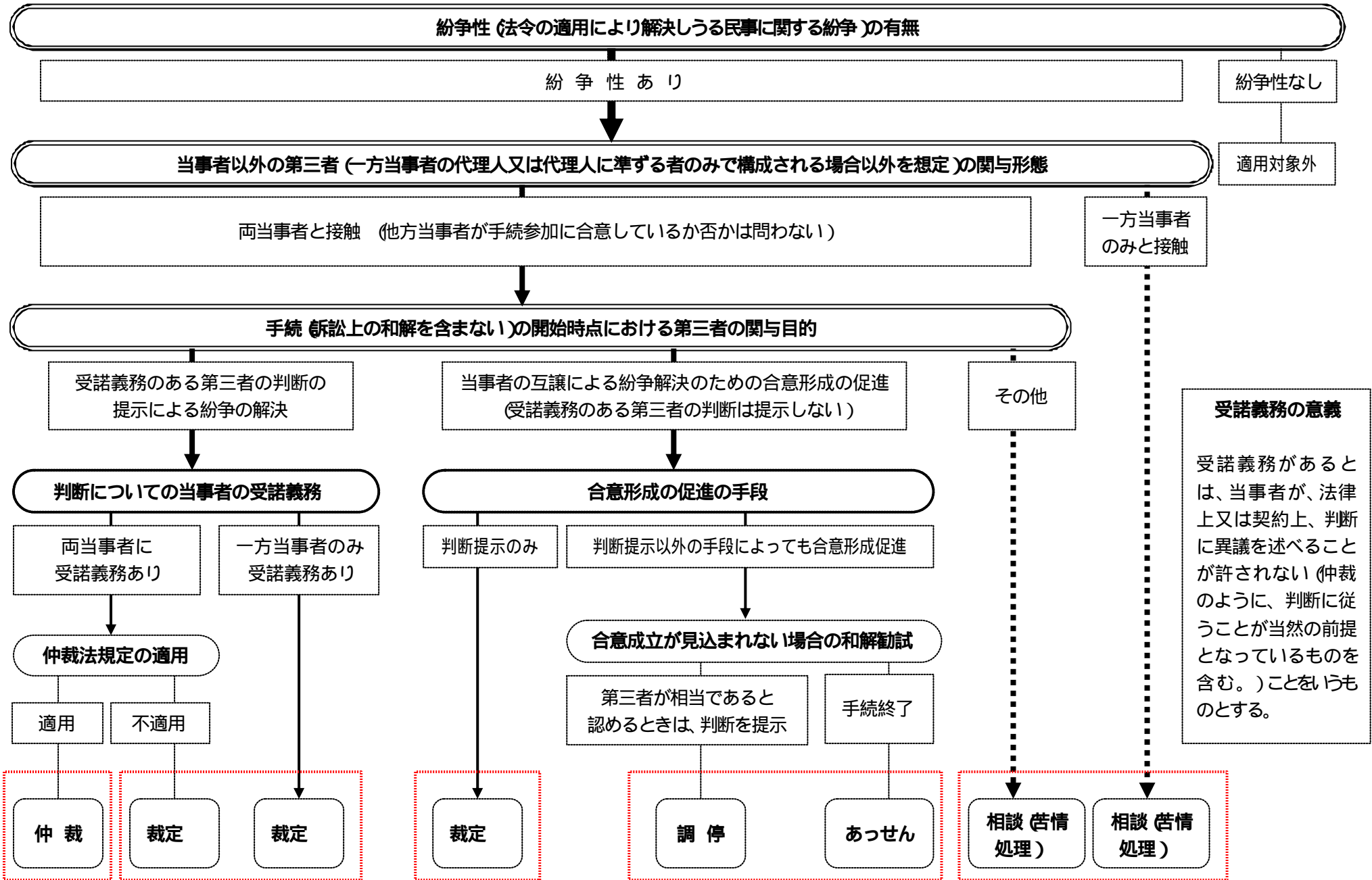
(例) 公害等調整委員会
建設工事紛争審査会
(中央、地方)
国民生活センター
等

民間型

民間組織や弁護士会、業界団体等が運営するもの

(例) 国際商事仲裁協会
弁護士会仲裁センター
各種PLセンター
等

裁判外における第三者の関与による紛争の解決手続等の類型化のフローチャート



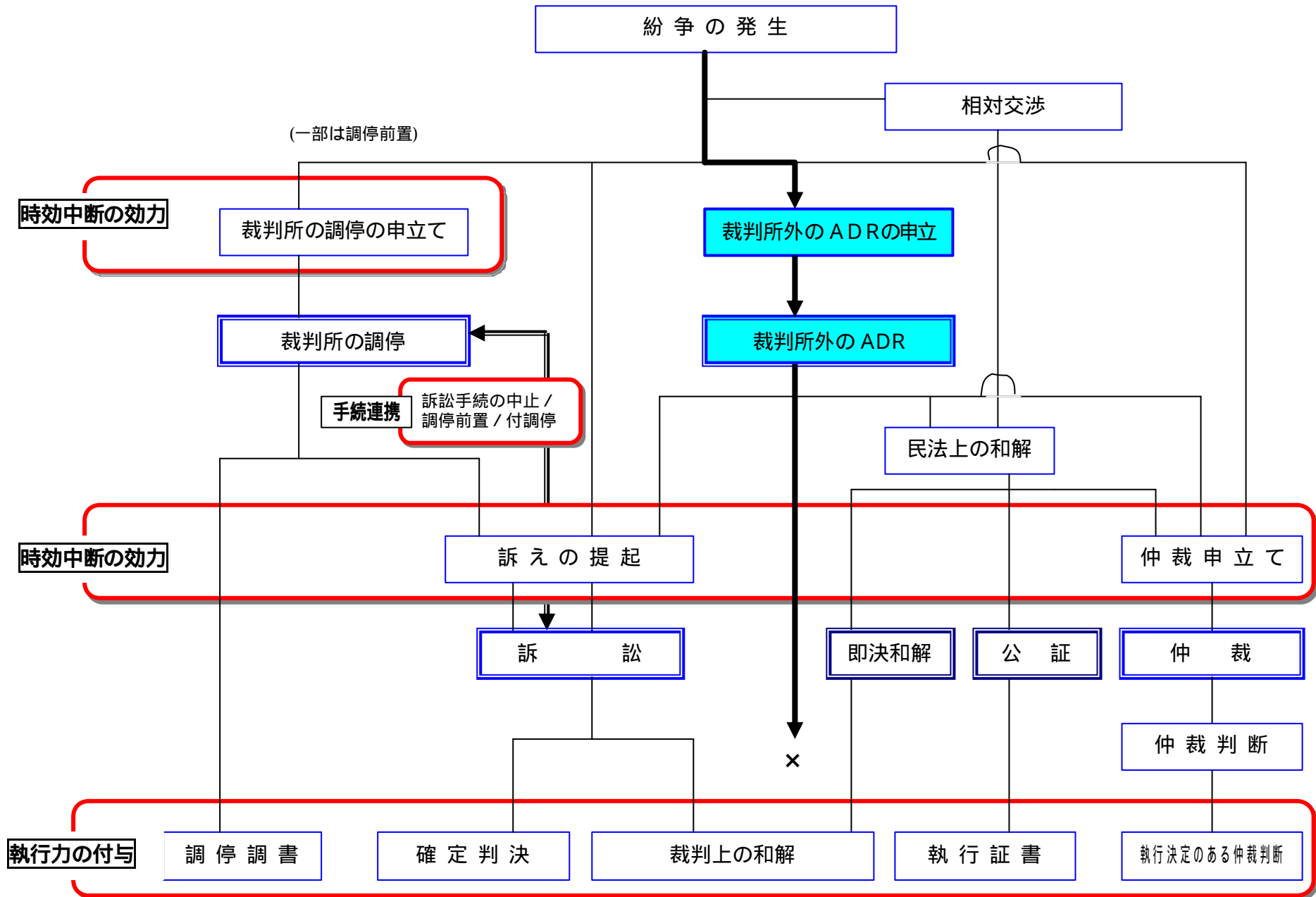
受諾義務の意義

受諾義務があるとは、当事者が、法律上又は契約上、判断に異議を述べる事が許されない(仲裁のように、判断に従うことが当然の前提となっているものを含む。)ことをいうものとする。

諸外国における最近の ADR を巡る動向 (未定稿)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
現状・特色	<p>裁判所附属型 ADR で多様な形態の ADR (仲裁・調停・早期中立評価・ミニトライアル等) を提供。</p> <p>ビジネス型を含む多数の民間型 ADR 機関 や ADR 業務を専門に扱う法律事務所、コミュニティ型調停センター も存在し、極めて幅広い利用。</p> <p>オンライン ADR も最も進展。</p>	<p>裁判所附属型 ADR (調停・早期中立評価) は、まだ小規模。</p> <p>民間型 ADR として、裁判所から調停の付託を受ける紛争解決センターのほか、ロンドン国際仲裁裁判所、勅許仲裁人協会等が存在し、相当数の利用。</p>	<p>訴訟中心で、公的機関 (裁判所内調停所等)・専門職種自治組織 (医師会等)・同業者団体 (銀行協会等)等による多様な ADR 機関は存在しているが、利用は低調。</p>	<p>従来は ADR の利用は低調。近時、裁判所附属型 ADR (仲裁・調停等) が徐々に広がりつつある。</p> <p>民間型 ADR として、ICC 国際仲裁裁判所、商工会議所付設の調停・仲裁センター等が存在し、相当数の利用。</p>
ADR に関する主な制度改革・基本スタンス	<p>1990 年 民事司法改革法 制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 全連邦地裁に、裁判所附属型 ADR 利用促進のための計画提出を義務付け <p>1998 年 連邦 ADR 法 制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事事件につき、連邦地裁に裁判所附属型 ADR (仲裁・調停等) の導入を義務付け 当事者にも ADR の利用検討を義務付け <p>訴訟事件数の著しい増加に対応し、全国統一的に、裁判所の事件数の減少・司法の効率化 を推進</p>	<p>1996 年 民事司法制度の抜本的改革のための委員会 (ウルフ委員会) 最終報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事事件における ADR の積極的利用の促進を勧告 <p>1999 年 新民事訴訟規則 制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所に対し、ADR による紛争解決が適切な事件について当事者に ADR 利用を奨励することを義務付け <p>ADR の利用促進により 訴訟遅延 や 当事者の訴訟費用を抑制 (訴訟を最後の手段と位置付け)</p>	<p>1999 年 裁判所外の紛争解決促進に関する法律 (民訴法施行法の一部) 制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の民事事件 (少額事件等) につき、各州の立法により ADR (調停) 前置の義務付けを可能とする規定制定 <p>2001 年 ドイツ民法典 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 紛争解決機関 (ADR) への和解申立て、交渉の継続に時効停止効を付与 <p>裁判所の負担増加に対処 し、迅速で廉価な紛争解決として ADR を促進</p>	<p>1996 年 新民事訴訟法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がある場合に、裁判所による ADR (調停・あっせん) への事件回付 (調停人の指名) を認める規定制定 <p>1998 年 新民事訴訟法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判外での和解につき、一方当事者の申立てにより、大審裁判所長が執行力を付与する規定制定 法律へのアクセス・紛争の和解的解決に関する法律 制定 訴訟前の交渉等を法律扶助 (弁護士費用融資) の対象化 <p>民事紛争の合意による解決・訴訟前の解決の促進</p>

紛争解決手続の選択と法的効果等



時効・時効中断効とは何か**(設例1)**

Aさんは友人のBさんが借金をして困っていたので100万円を貸した。返済の期限は過ぎたが、Bさんからは何の連絡もなかった。AさんはBさんもいずれ返済してくれるだろうと思い特段の催促を行わなかったが、まもなく10年を迎えることとなった。

時効」とは、一定の事実状態(設例1では、Aさん(債権者)が100万円の返済をBさんに求める権利(債権)を10年以上行使しないという状態)が一定期間継続した場合に、その事実状態が真実の権利関係に合致するかどうかを問わないで、権利の取得や消滅という法律効果を認める制度(参考1)をいう。



一般の債権の時効期間は10年とされている(参考2)ので、Aさんがこのままの状態を放置すれば、Aさんの債権は時効により消滅

(参考1)時効には設例1のように権利が消滅するという効果が認められるもの(消滅時効)のほか、権利を取得する(例えば、他人の土地を所有の意思をもって占有する状態が継続した場合に占有者が所有権を取得する)という効果が認められるもの(取得時効)もある。

(参考2)消滅時効の時効期間は、**一般の債権は10年**(民法第167条)、**商事に関する債権は5年**(商法第522条)とされているが、債権の種類によっては、債権関係を短期に決済させる必要性等から、民法や個別法において、**5年以下の更に短い消滅時効期間(短期消滅時効)**が定められているものもある(例:**5年**=毎月の家賃・地代や年間利息等(民法第169条)、**3年**=医師の診療や棟梁の工事等から生じた債権(民法第170条)、**2年**=生産者・卸売商人・小売商人が売却した商品の代価等(民法第173条)や労働基準法の適用を受ける賃金等(労基法第115条)、**1年**=家事使用人の給料や料理店の飲食料等(民法第174条))。

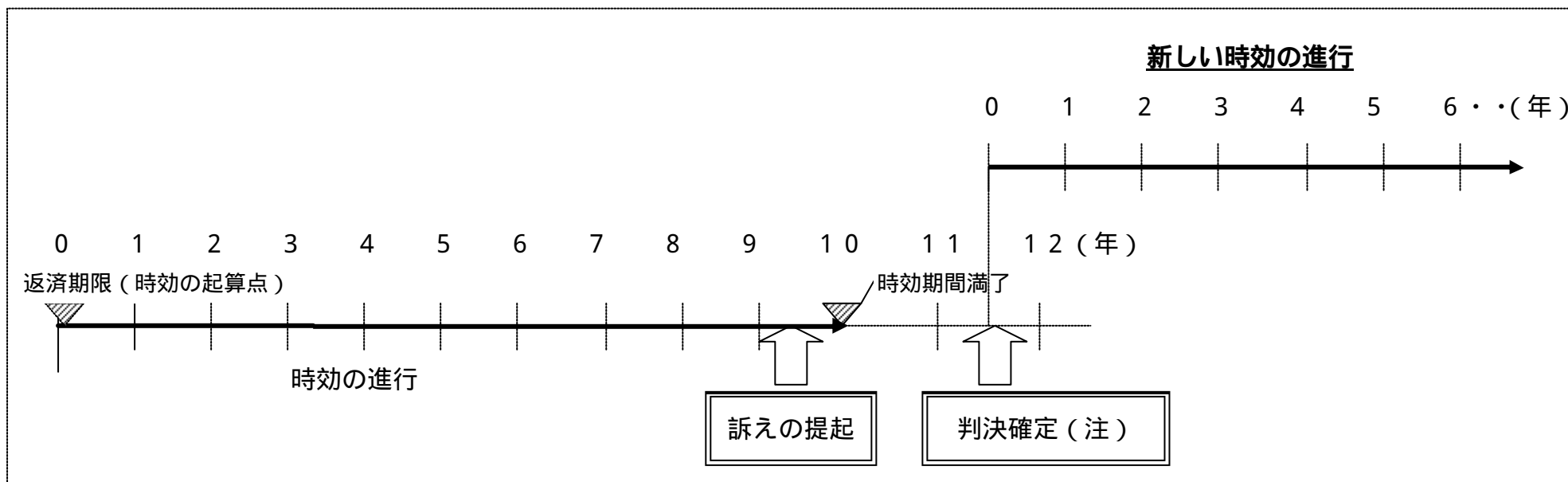
(設例 2)

設例 1 において、返済してくれないことに思い余った A さんは、返済期限から 9 年 10 ヶ月経った時点で、B さんに対し、貸した 100 万円の返済を求め、訴えを提起した。

時効中断」とは、時効の基礎となる事実状態 (設例 2 では、A さんの B さんに対する債権が存在しないような状態) と相いれない一定の事実状態 (設例 2 では、訴えの提起) が生じた場合に、**時効期間の進行を中断**させることをいう。



訴えの提起は時効を中断する効果をもつので、訴訟中に時効期間が満了しても、B さんは「時効が完成したので返済義務はない」とは言えない。



(注) A さんの B さんに対する訴えが却下されたり途中で訴えが取り下げられたときには、時効は中断しなかったことになる (民法 149 条)

ADRにおける問題点

(設例3)

設例1において、Aさんは、第三者を交えて話し合いをしようと、返済期限から9年10ヶ月経った時点で、民間ADRにあっせんを申し立て、Bさんと10ヶ月間にわたって交渉を行ったが、最終的には交渉は決裂した。その後、Aさんは、Bさんに対し、貸した100万円の返済を求め、訴えを提起した。

民間ADRへのあっせん申立てには、時効との関係では、せいぜい「催告」としての効果しかないので、ADR申立て後6ヶ月以内に訴えを提起しなければ、ADR申立ての時点で時効が中断されることはない。

催告・・・債務者に対して債務の履行を求めること。内容証明郵便等で支払を求める手紙を送付する方法等により行うことが多い。催告は暫定的な時効中断効を生じ、催告後6ヶ月以内に、訴えの提起、即決和解のための呼出等他の時効中断の効力を生ずる手続をとれば、催告の時点で時効が中断される。

設例3のように、ADRでの交渉決裂後にAさんがさらに訴訟で争っても、訴え提起前に時効が完成しているので、Bさんが「時効が完成したので返済義務はない」と主張すれば、仮に100万円を貸した事実があっても、Aさんは敗訴してしまう。



Aさんのような立場の人は、ADRでの話し合い中に時効が完成してしまうことをおそれ、ADRの利用を躊躇して、訴えを提起するしかなくなるのではないか。



時効の完成をおそれることなく、事案の性質、当事者の希望等により、「裁判で争うか、ADRで話し合いをするか」を選択できるよう一定の場合には、ADRへの申立てに、催告以上の時効中断効を付与してもいいのではないか。

時効中断効の付与のオプション(補足)

ADR 開始時点で時効中断

【仲裁タイプ】

ADR 開始時点で時効中断(ただし、ADR が不調に終わった場合には、一定期間内に訴訟提起しなければ、時効中断の効力を生じない)

【民事調停(民法151条類推)タイプ】

(参考)ジュリスト平成5年度重要判例解説(別紙1)略)

ADR が不調に終わった場合に、打切り後一定期間内に訴訟を提起すれば、ADR 開始時に遡って時効中断

【個別労働紛争解決促進法タイプ】

(以下は、第4回検討会で委員から出された意見に基づくオプション)

ADR での交渉継続中は催告継続(ADR が不調に終わった場合には、6ヶ月以内に訴訟提起すれば、ADR 開始時に遡って時効中断)

【催告継続タイプ】

ADR での交渉継続中は時効停止(ADR が不調に終わった場合には、ADR 終了後再進行する時効期間の満了時までには訴訟提起すれば時効中断)

【時効停止タイプ】

(参考)ドイツ改正民法典(2002年1月施行)別紙2)略)

ADR での交渉継続中は訴訟手続を停止(時効中断のためにとりあえず訴訟提起し、実質的な解決はADR での交渉に委ねることが可能)

【訴訟手続停止タイプ】

執行力の付与に関する議論の背景

(第5回ADR検討会資料より)

(事例) Aさんは、借金をして困っていた友人のBさんに100万円を貸した。しかし、返済の期限が過ぎてもBさんからの返済がなかったため、Aさんは貸した100万円の返済を求め、民間ADRにあっせんを申し立てた。あっせんの結果、BさんがAさんに毎月10万円ずつ10ヶ月間かけて借金を返済することで両者は合意した。ところが、Bさんは、Aさんに対して3ヶ月間は10万円ずつの返済をしたものの、4ヶ月目以降は返済が途絶えてしまった。

民間ADRにおける合意には執行力がないので、Aさんは、Bさんが任意での返済に応じない以上、4ヶ月目以降の未返済分を返済してもらうことができない。



事例のような解決結果が想定されうる場合、Aさんのような立場の人は、**ADRでの合意内容が確実に履行されないことをおそれ、ADRの利用を躊躇して、裁判や民事調停など債務名義を得られる他の措置をとらざるをえなくなるのではないか。**



合意内容が確実に履行されることを保証する途を開くことによって、事案の性質、当事者の希望等により、裁判で争うか、ADRで話し合いをするかを選択できるよう、一定の場合には、ADRでの合意内容に執行力を付与することが考えられないか。

執行力のない合意内容の確実な履行を保証するためには、ADRとしても、履行期限を延長したり、分割払いにするといった解決方法を避け、合意時にすべての履行を求める必要が生じる。これでは、柔軟な解決を図るというADRのメリットが生かせないという問題点もある。

A D Rにおける合意内容について執行力の有無が問題点となり得ると考えられる事例

(合意から履行までに一定の期間を設定する事例)

借金の返済をめぐって、貸主と借主との間で借金の返済額について合意したが、合意時には借主が返済すべき額を用意できなかったため、一定期間、支払を猶予することとしたケース

借家の賃貸借をめぐって、賃借人が借家を明渡すことで合意したが、賃借人が新たな住居を探すまでの猶予として、一定期間、明渡しを待つこととしたケース

(履行が継続的に行われる事例)

借金の返済をめぐって、貸主と借主との間で借金を分割で支払うことで合意したケース

離婚に伴う養育費をめぐって、父親が母親に毎月一定額を支払うことで合意したケース

執行力付与のオプション (補足) (第5、6、18回ADR検討会資料より)

ADR 和解を債務名義とする

【民事調停の調停調書タイプ】

執行受諾の合意があるADR 和解 (金銭給付等を目的とする請求に限定)を債務名義とする

【執行証書タイプ】

裁判で手続面の正当性等につきチェックを受けたADR 和解を債務名義とする

【仲裁判断タイプ】

ADR で実質和解後、即決和解の手続を踏み、和解調書として債務名義を取得

【既存制度活用タイプ】

ADR で和解後、公証手続を踏み、執行証書として債務名義を取得

【既存制度活用タイプ】

ADR で実質和解後、仲裁手続に移行し、確定執行判決のある仲裁判断として債務名義を取得

【既存制度活用タイプ】



一定のコスト・手間が発生

既存制度により債務名義を取得する場合の追加的負担 (調停・和解等の価額 = 100 万円の場合)

民間の ADR 機関で調停・あっせん

機関に支払う費用 (第二東京弁護士会仲裁センターの場合)
・ 申立手数料 **1 万円** (定額) [申立人] ¹
・ 期日手数料 **1 万円 / 回** (定額) [両当事者] ¹
(・ 成立手数料 **8 万円** (100 万円の場合) [両当事者] ¹)

即決和解の利用

裁判所に支払う費用

・ 申立手数料 **1,500 円** (定額) [申立人] ²

必要な手続

・ 申立人は、和解申立時と和解期日の
2 回、相手方は和解期日に簡易裁判所
に出頭する必要 (いずれも代理人可)

(注 1) 和解期日は、申立てから 2~3 ヶ月先
になる場合もある。

(注 2) 全国で、簡裁は 438 箇所。

仲裁への移行 (+ 執行判決)

< 仲裁手続 >

仲裁機関に支払う費用

(第二東京弁護士会仲裁センターの場合)

(・ 申立手数料 **1 万円** [申立人] ¹)

・ 期日手数料 **1 万円 / 回** [両当事者] ¹

・ 成立手数料 **8 万円** [両当事者] ¹

(注) 同一機関で和解から仲裁に移行する場合、申
立手数料・成立手数料は各々 1 回のみ支払

必要な手続

・ 仲裁に移行することによる当事者の
手間 (出頭など) の増加は、機関により
区々である。

< 執行判決手続 >

裁判所に支払う費用 ²

・ 申立手数料 : **4,600 円** (100 万円の場合) [申立人]

執行証書の作成

公証人に支払う費用

・ 手数料 **5,000 円** (100 万円の場合)
[両当事者] ³

必要な手続

・ 両当事者 (代理人可) は、執行証書
の作成にあたり、公証役場に出頭す
る必要

(注) 全国で、公証役場は約 300 箇所、公証
人は約 550 名

< 即決和解の実情等について >

事件の種別の内訳についての統計はないが、実務上、既に裁判外で成立した和解や合意について、債務名義を得る目的で利用されることが多く、不動産賃貸借契約、金銭消費貸借契約等についても用いられているといわれている。

即決和解が利用される理由については、次のような指摘がある。

一定の金額の支払又は他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求権について作成される執行認諾文言付公正証書（執行証書。民事執行法 22 条 5 号）と異なり、和解の対象となる債務の内容に制限が少なく、債務名義を得る簡便な手段として利用の便が大きい。

公正証書作成費用よりもはるかに安価である（公証人手数料令 9 条以下、民事訴訟等費用法 3 条、別表第一の九）

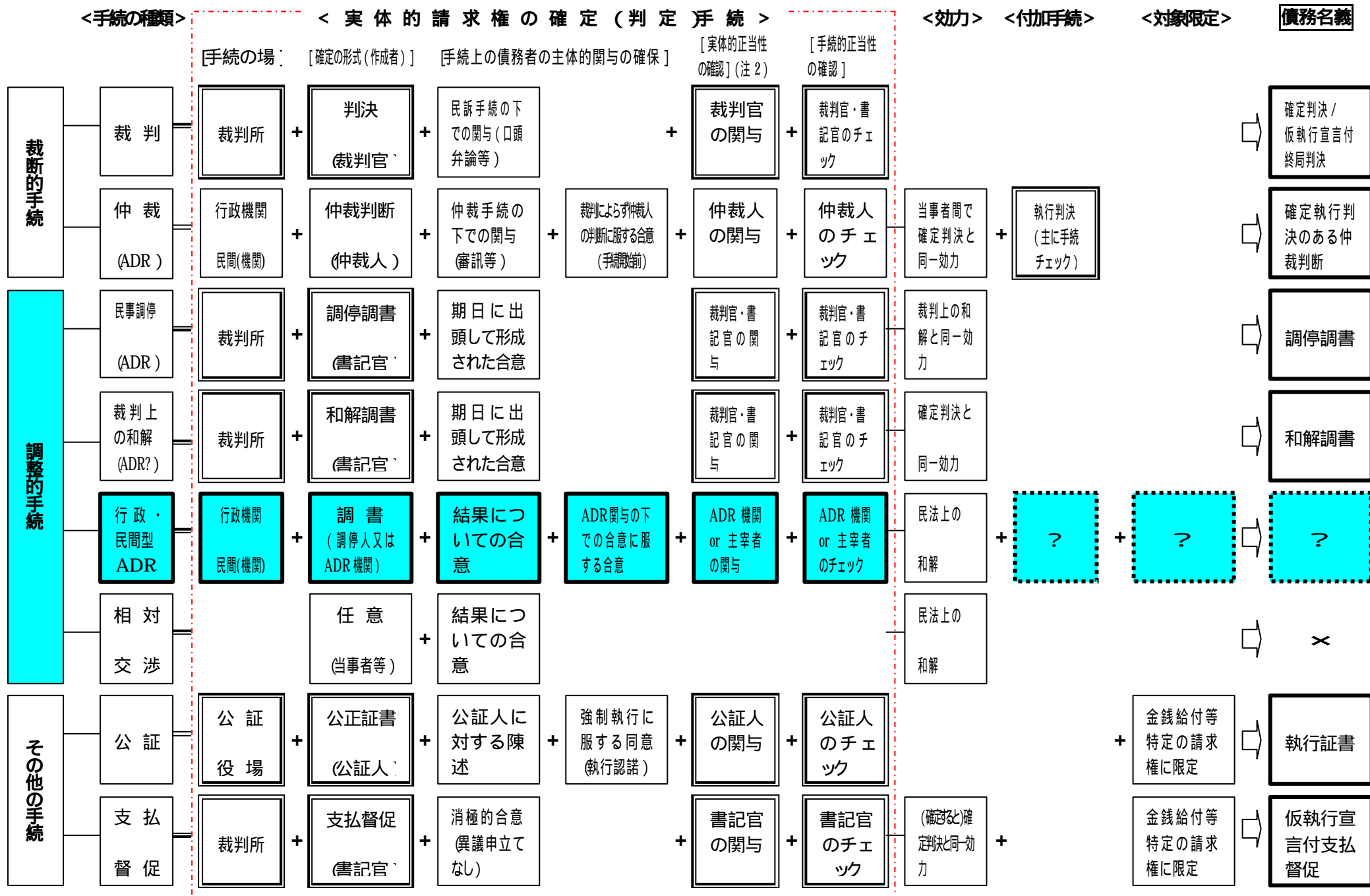
- 1 第二東京弁護士会仲裁センターの「仲裁及び和解あっせん手数料規程」による（事情により減額されることもある。）
- 2 民事訴訟費用等に関する法律による。

なお、即決和解の申立手数料は、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案においては 2,000 円に改定されている。また、仲裁法案においては、仲裁判断に基づく執行の許否の裁判は、決定手続で行うものとされるとともに、その附則において、同裁判の申立手数料を 4,000円（定額）とすることとされている。

- 3 公証人手数料令による（事情により支払が猶予されることもある。）

現行の主な債務名義 (付与のプロセス等)

参考 14
(第 5 回 ADR 検討会資料より)



(注 1) は司法機関 (の関与) を表す。

(注 2) 実体的正当性の確認における主宰者の関与の度合いは、手続の形態 (裁断型 調整型等) により相当程度幅がある。

ADR (調整型)と裁判(所)との手続面の制度的連携 ~考えられるオプション~

< 現 状 >

< 論 点 >

< 留 意 点 >

ADRの活用
訴訟における

ADRが不調で訴訟に移行した場合、ADRの過程で得られた情報の引継ぎに関する一般的ルールはない

[論点 1 1] ADR過程で得られた情報・合意結果の裁判手続への積極的な引継ぎを制度化できないか

[論点 1 2] 情報によっては、情報引継ぎの制限が必要ではないか(主宰者等の守秘義務も検討が必要)

様々な情報(主張、書証、調停案等)につき、どのような形で情報の引継ぎ・利用を規律すべきか
ADRに事件処理の全部又は一部を委ねた場合(論点5,6の場合)についてはどう考えるか
別紙

ADRにおける
裁判所の活用

ADRは調査権限等を持たないので、自ら行う事実調査や証拠調べには限界

[論点 2] ADRでの解決促進のため、事実調査・証拠調べについての裁判所の協力を求められないか

調整型ADRに積極的な事実調査等がなじむか
論点5,6の場合についてはどうか

ADRと裁判民事調停との役割分担

調停前置事件では、ADR(民間)が不調でも、原則としては、更に民事調停を経る必要

[論点 3] 調停前置事件において、ADRを経なければ民事調停を不要とできないか

調停前置制度の趣旨を踏まえ、ADRにおける調停・あっせんの実効性をいかに確保するか

ADR継続中に訴訟提起された場合における、両手続進行を調整する一般的ルールはない

[論点 4] ADR継続中の訴訟手続停止を制度化する必要はないか

当事者が任意に手続から離脱できる場合に、制度化の実益があるか
裁判を受ける権利との関係をどう考えるか

話し合い解決が望ましい事件、専門家の有する専門的知見の活用が必要とされる事件が裁判に持ち込まれた場合、民事調停以外のADRの活用に関する一般的ルールはない

[論点 5] 事案によっては、訴訟係属事件の処理をADRに委ねることができないか(付ADR)

[論点 6] 事案によっては、訴訟係属事件の争点整理等をADRに委ねることができないか

裁判を受ける権利との関係をどう考えるか
ADRに訴訟手続の一部のみを担わせることがADRのあり方になじむか
コストの追加負担をどう考えるか
ADRにおける調停・あっせんの実効性をいかに確保するか

別紙ADRの過程で得られた情報の引継ぎ

論点 1 - 1 積極的な情報の引継ぎの制度化

論点 1 - 2 情報引継ぎの制限の明確化

情報引継ぎルールの整備が必要

< 基本的考え方 >

ADRにおける交渉の成果を活用するためには、ADRの過程の情報が訴訟の場に、記録等として積極的に引き継がれる制度的仕組みを整えることが有効ではないか

< ルール化のイメージ >

一定のADRについては、訴えが提起された場合、ADRが裁判所へ事件記録を送付するなどADRでの交渉の成果を引き継ぐこととする
ADRが認定した事実への実質的証拠法則の適用も併せて検討

< 基本的考え方 >

当事者からの申出による事件記録の証拠提出は現状でも可能であり、それで十分ではないか

情報引継ぎルールの整備は不要

積極的な引継ぎの対象とすべきか、引継ぎ制限の対象とすべきかは、情報の種類にもよる

< 基本的考え方 >

ADRにおいて和解をより形成しやすくするためには、当事者にADRの過程の情報がその意思に反して訴訟に出されないという保障を与えることが有効ではないか

< ルール化のイメージ >

一定の情報については、あらかじめ当事者間で合意のある場合のみ、訴訟での利用を可能とする(原則禁止)
主宰者等の守秘義務 証言拒絶権規定や、情報の証拠能力の否定 訴訟における主張禁止による担保も併せて検討

< 基本的考え方 >

あらかじめ当事者間で証拠制限契約を結んでいない限り、訴訟での利用を可能とすることで十分ではないか(原則自由)

裁断的 (主宰者主導) 解決

< 紛争解決における主宰者の関与 >

調整的 (当事者主導) 解決

法的 (普遍的) 規範

< 当事者が希望する紛争解決基準 >

自律的 (個別的) 規範

法的思考を通じた紛争解決能力

(法律知識, 争点整理能力 + 説得能力など)

紛争分野固有の専門的知識

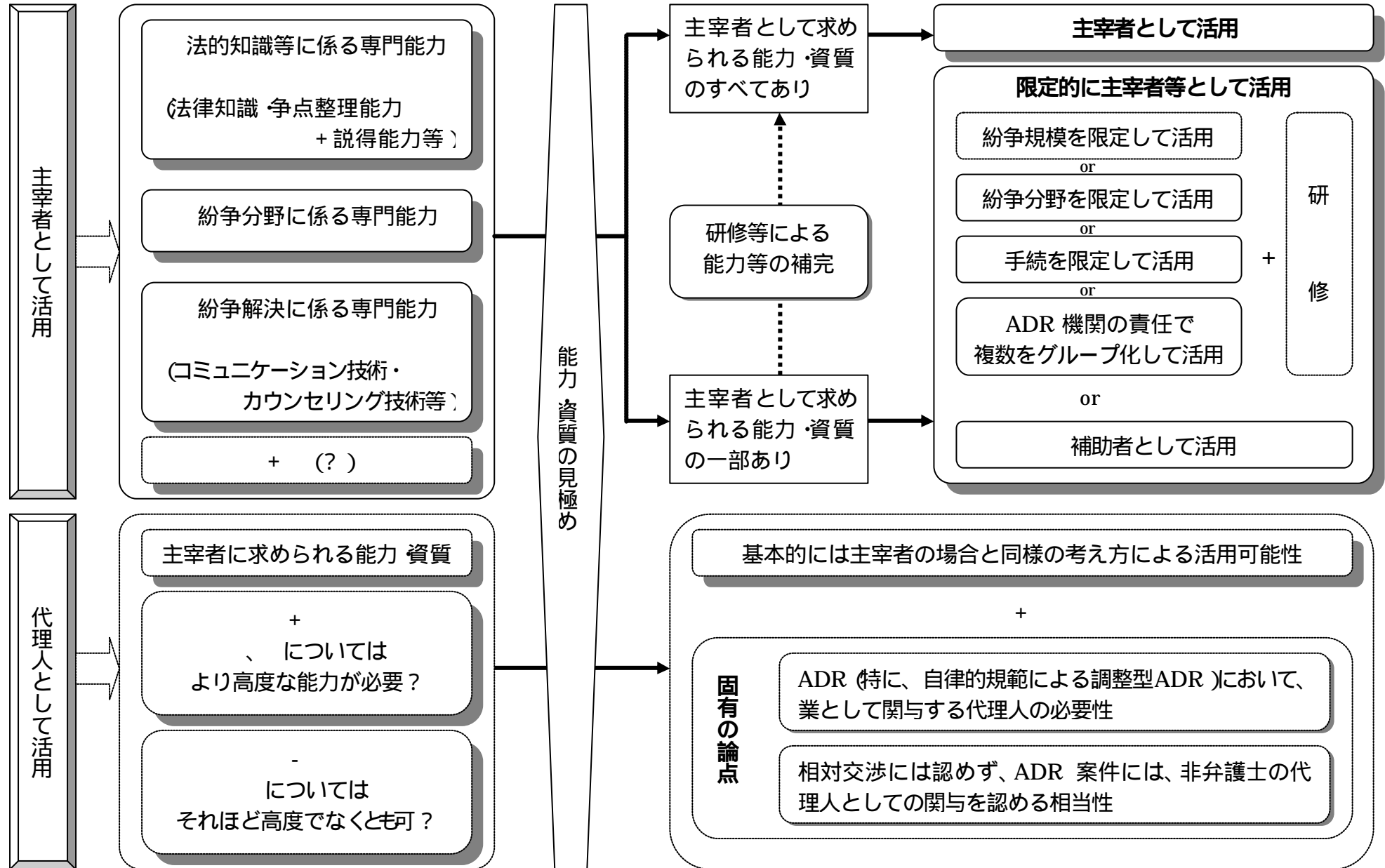
心理学的手法等を通じた話し合い促進能力

(コミュニケーション技術, カウンセリング技術など)

ADRにおける専門家の活用 (論点の補足)

<求められる能力・資質>

<具体的な活用形態>

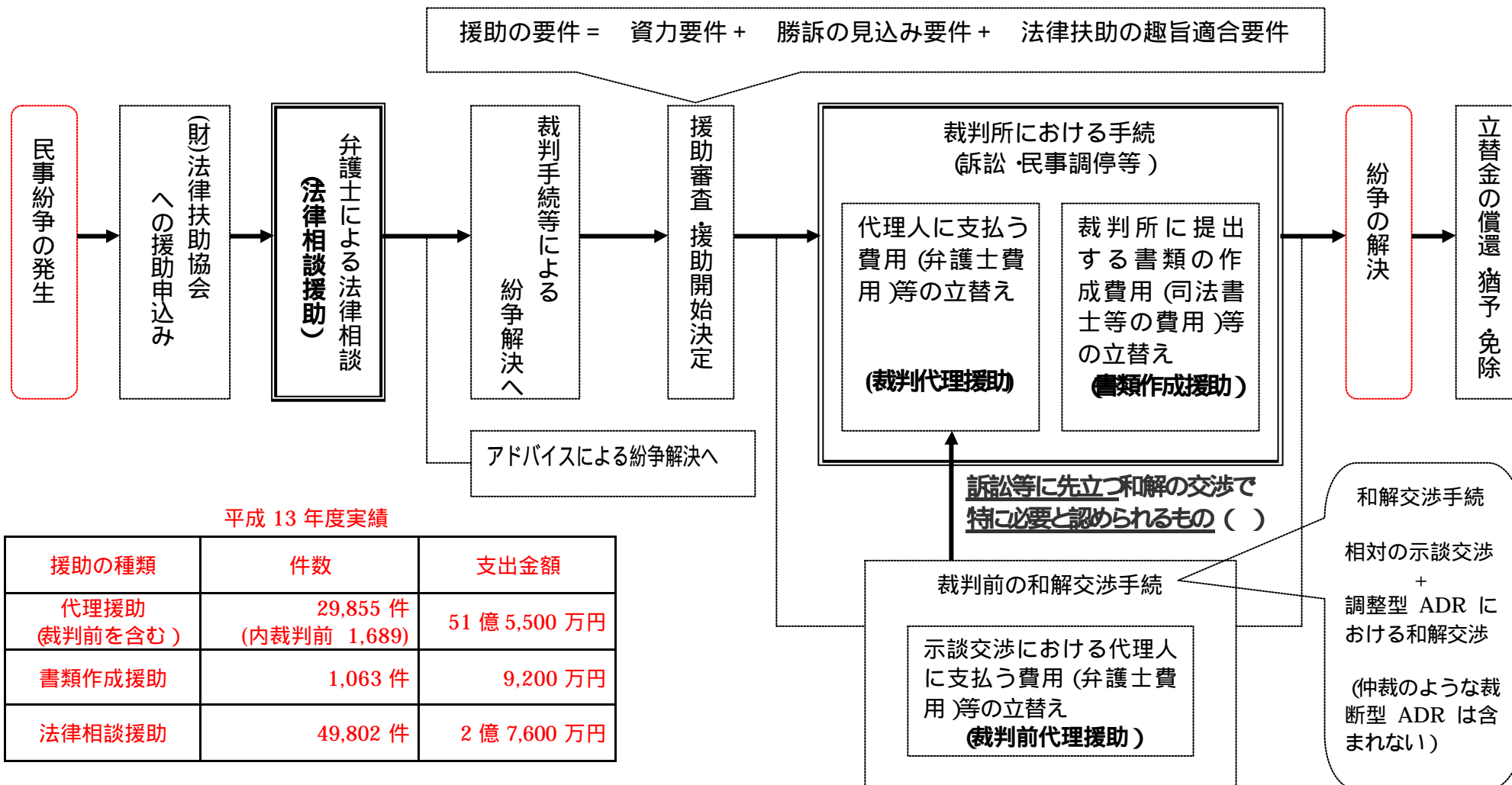


民事法律扶助制度の概要とADR の位置付け

民事法律扶助制度」とは

資力が乏しいために弁護士に相談したり、裁判を起こしたりできずに困っている者のために、法律相談を実施したり、弁護士費用などを立て替える援助制度で、**国民の裁判を受ける権利を実質的に保障する意義**を有する。国は、指定法人(扶助事業を適正・確実に遂行し得る等の要件を備えた公益法人=(財)法律扶助協会)に対して、予算の範囲内で費用の一部を補助。

援助の要件 = 資力要件 + 勝訴の見込み要件 + 法律扶助の趣旨適合要件



平成 13 年度実績

援助の種類	件数	支出金額
代理援助 (裁判前を含む)	29,855 件 (内裁判前 1,689)	51 億 5,500 万円
書類作成援助	1,063 件	9,200 万円
法律相談援助	49,802 件	2 億 7,600 万円

「特に必要と認められるもの」とは、迅速かつ効率的な権利実現が期待できるなど案件の内容や申込者の事情などにより弁護士による継続的な代理が特に必要と認められるものをいう
((財)法律扶助協会の業務規程)

時効中断に関する条文案

第 条 あつせん、調停、仲裁の申立てには、時効中断の効力が生ずる。但し、左記事由の一に該当するときは、その事由が生じたときから一か月内に

訴えを提起（法律上裁判所における調停前置が義務づけられている紛争については調停の申立て）しなければ時効中断の効力を生じない。

一 申立て後六か月以内に相手方が出頭しないとき（相手方の出頭を要しないで仲裁判断をする場合は除く）

二 六か月間連続して期日が開かれないうとき（期日を開かないで仲裁判断をする場合は除く）

三 相手方の出頭を要せず又は期日を開かないで仲裁判断をする場合に、申立てから六か月以内に仲裁判断がなされないとき

四 仲裁合意の取消又は無効もしくは存在しない旨の仲裁判断がなされたとき

五 和解が調わないうとき

六 申立の取下げ

（注）本条の内容を証明することは、守秘義務の例外として認める必要がある。

時効中断に関する条文案（主張・立証責任を主張する側にしたもの）

第 条 あつせん、調停、仲裁の申立ては、左記事由の一に該当する事由が生じたときから一か月内に訴えを提起（法律上裁判所における調停前置が義

務づけられている紛争については調停の申立て）しなければ時効中断の効力を生じない。

一 申立て後六か月以内に相手方が出頭しないとき（相手方の出頭を要しないで仲裁判断をする場合は除く）

二 六か月間連続して期日が開かれないうとき（期日を開かないで仲裁判断をする場合は除く）

三 相手方の出頭を要せず又は期日を開かないで仲裁判断をする場合に、申立てから六か月以内に仲裁判断がなされないとき

四 仲裁合意の取消又は無効もしくは存在しない旨の仲裁判断がなされたとき

五 和解が調わないうとき

六 申立の取下げ

（注）本条の内容を証明することは、守秘義務の例外として認める必要がある。

執行力に関する条文案（参考・仲裁法四六条一項）

第 条 民事執行をしようとする当事者は、組織、人的構成、手続規則、実績、必要性等のうえから特別に法律で定めるあつせん機関、調停機関におい

て選任されたあつせん人、調停人が署名した和解契約書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているものにより、債務者を被
申立人として、裁判所に対し、執行決定（和解契約書に基づく民事執行を許す旨の決定をいう）を求める申立てをすることができる。

執行力に関する条文案（参考・民事執行法二二条、公催仲裁法八〇二条一項）

第 条 強制執行は、組織、人的構成、手続規則、実績、必要性等のうえから特別に法律で定めるあつせん機関、調停機関において選任されたあつせ

ん人、調停人が署名した和解契約書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているものにより行うことができる。

前項の和解契約書によって行う強制執行は、裁判所の執行決定をもってそれを許す旨の決定があつたときに限りなすことができる。

ADR検討会(第17回)の検討事項2-5について

平成15年6月18日
廣田尚久

ADR検討会(第17回)の検討事項2-5〔特例的事項(弁護士法の特例)〕について、下記のとおり補足意見を提出いたします。

記

ADRの拡充・活性化をはかるためには、専門家の知見を活かす方向でADRの制度設計ができるような仕組みをつくる必要があります。弁護士法第72条の規制は、専門家がADRで活動することを制約する働きをもっていますので、結局のところ、ADRの拡充・活性化を阻害する要因になっていると言わざるをえません。

したがって、ADRの拡充・活性化をはかるために弁護士法第72条の一部を適用除外にすることは、避けて通ることができないと思われまます。

そこで問題になることは、弁護士法第72条の一部を適用除外とすると、ADRの公正性、適確性をどのように担保するかということです。

ADRの垣根を低くして、人々に利用されやすいものにすることを目的にするのであれば、適用除外の幅を大きくする必要があります。逆に、厳格な公正性、適確性をはかるのであれば、適用除外の幅は小さくなるでしょう。

適用除外の幅の大小は、ADRの拡充・活性化というファクターだけでなく、その他のさまざまなファクターによっても点検されなければならないことです。例えば、柔軟性、多様性の重視の程度は、弁護士法第72条の適用除外の幅の大小に影響します。

このような複雑な要因を念頭に置くとすれば、検討事項2-5について適切な解を出すことは、かなり難しいことのように思われまます。

しかし私は、このような問題を解くときには、次のような方法がよいと思っています。

第1に、複雑な問題であればあるほど、簡潔で分かりやすい解を求めること。

第2に、現状を追認して、さらに一步前進すること。

以上の方法によるとすれば、検討事項2-5については、以下のようにすべきであると考えまます。

1 検討事項2-5の〔論点1-1〕(以下、単に「論点1-1」という。〔論点1-2〕以下についても同じ)について

論点1-1は、基本的には賛成です。しかし、ADR機関の現実を踏まえるならば、弁護士法第72条の適用除外を認める特例規定は、簡潔で分かりやすいものにする必要があります。

問題になるのは、「専門的知見を有する者」や「専門的知見を活かすADR」(検討事項2-5の4頁。以下、単に「○頁」と示す)の具体的な範囲を、誰が、どのように定めるかということです。そのことを具体的に明確にしなければ、ADR基本法を成文にすると、その作業が困難になると考えられます。

また、考えられる専門的知見として、「紛争分野に関する専門的知見」及び「紛争解決に関する知見」(5頁)があげられていますが、例えば、調停人の研修制度が確立していないわが国では、紛争解決に関する知見が具体的には何を指すのか、その程度を誰が、どのようにして認めるのかという問題に、解決の道筋が見えてきません。

したがって私は、論点1-1については、次のような条文を置くことによって解決すべきだと思います。

第〇〇条 あっせん、調停、仲裁を公正かつ適確に行うことができると認められる機関において選任されたあっせん人、調停人、仲裁人が行う業務には、弁護士法第72条本文を適用しない。

ここで、以下にいくつかの留意点を述べておきたいと思ひます。

弁護士法第72条は、刑罰法規ですから、「公正かつ適確に行うことができる」という要件は、刑事事件の中で、裁判所によって認定されることとなります。この要件が曖昧だと言う人があるかと思われませんが、刑罰法規の中には、「正当な理由がないのに」（刑法第130条）、「よって不正な行為をし」（刑法第197条の3第1項）等、裁判所の判断に委ねているものがたくさんあります。

なお、弁護士法第72条の趣旨を生かすのであれば、どんなADR機関でもよいというわけにはゆかないと思われます。やはり不公正、不適確なADR機関で行われる業務については、弁護士法第72条の適用があるとすべきです。その場合、弁理士法第4条第2項第2号の表現を借りて、「公正かつ適確に行うことができると認められる」という要件が適切であると考えました。

この条文案によりますと、ADR機関を通さないアド・ホックのあっせん、調停、仲裁は除かれ、業として行えば、弁護士法第72条が適用されることとなります。そこで問題になるのは、国際事件では、アド・ホックの調停、仲裁が弁護士でない調停人、仲裁人によってかなり行われているということです。そのことに対応する必要があるならば、アド・ホックの国際事件には弁護士法第72条を適用しないことを明確にしておく必要があるでしょう。

しかし、国内のアド・ホックの調停、仲裁事件については、研修制度が充実し、「紛争解決に関する専門的知見」（5頁）の修得について具体的な方策が確立されるまでは、弁護士法第72条を適用することは致し方ないと思われます。

この条文案は、あっせん、調停、仲裁としましたが、これはあくまでも例示であって、裁定、仲裁鑑定のみならず、機関で行われる相談も含まれなければなりません。また、将来わが国でも中立的評価が行われることも予測されますので、そのようなことを含めて、文章に工夫を要することは当然です。

ADR主宰業務（「主宰業務」という言葉の適否についてはここでは触れません）と弁護士法第72条との関係は以上のとおりですが、私は、この条文案のようなもので十分であると考えています。これは、ほとんど現状の追認に過ぎません。現存するADR機関は皆公正かつ適確に運営されていますから、弁護士でない多数のあっせん人、調停人、仲裁人がさまざまなADR機関で活動しているにもかかわらず、弁護士法第72条違反で摘発されたということは寡聞にして存じません。

ADR基本法をつくる機会に、現状よりも弁護士法第72条の規制を強化するようなことがあれば、それはADRの拡充・活性化に悖ることとなりますので、そのようなことは避けたいと思ひます。

2 論点1-2、論点1-3について

論点1-2と論点1-3は、「紛争分野又は紛争解決に関する専門的知見を有するものと認められる者」と「相当程度以上の法的知識を有するものと認められる専門家」とに分け、前者には「弁護士の関与・助言」を必要とし、後者にはそれが必要とされないこととなっています（6頁、8頁）。

しかし、前者と後者を区分する基準は何か、「相当程度以上の法的知識」とは何を指すか等々の問題があり、これを法文上にどのように表現するのか、その具体的なイメージがつかめません。

ここでは、「弁護士の関与・助言」がキーワードになっています。また、ADR機関の公正性、適確性を担保するものとして、「弁護士の関与・助言」は重要な意味があることですから、前述の条文案に関連づけながら、「弁護士の関与・助言」を軸にして考察をすすめることが、得策であると思ひます。

私は、ADRを公正、適確に運営するためには、基本的には弁護士の関与・助言が必要であると考えています。しかしそれは、事案や場合によって、程度の違いがあります。例えば、高度な法的知識を有する専門家が行うのであれば、弁護士の関与・助言はゼロに近いものになるでしょう。

また、弁護士の関与・助言が必要だと言っても、それは、弁護士が中心になるという意味ではありません。例えば、弁護士でも調停技法の研修を受けた人はほとんどなく、すべての弁護士がADRの業務に習熟しているわけではありません。また、弁護士以外の法律専門職種の業務については、普通の弁護士は詳しくないと言ってよいでしょう。したがって、弁護士は、弁護士以外の専門家と横並びになり、手を携えてADRの拡充・活性化をはかるのが本来の姿であると思ひます。

そのような前提を置いたうえで、ADR機関の公正性、適確性を担保するために、弁護士の関与・助言が必要であることは確かでしょう。その関与・助言の程度は、機関の性格、扱う事件の種

類、事案や場合などによって、100に近いところからゼロに近いところまでとします。そのうえで、弁護士法第72条の規制を緩和するという当面の目的があります。

弁護士法第72条の規制を緩和する課題は、前述の条文で一応果たしたことになりますから、残された問題は、ADR機関の公正性、適確性を担保するために、次のような条文を置くか否かということになると思います。

第〇〇条 ADR機関は、その運営及び手続の公正性、適確性を確保するために、必要に応じて、弁護士の関与・助言を得るものとする。

ここで、いくつかの留意点を述べておきたいと思います。

言うまでもなく、このような条文を置くとすれば、論点1-2と論点1-3の場合分けは必要でなくなります。また、ゼロあるいはゼロに近い場合があることを想定して、「必要に応じて」という文言を入れる必要があると思います。

現存のADR機関は、現実に、必要に応じて弁護士の関与・助言を得て運営をしています。その意味では、この条文は、現状の追認に過ぎません。

条文を書いてみたものの、私の個人的な意見としては、ADR基本法にこのような明文を置くことに消極的です。その理由は、以下のとおりです。

一つは、現存のADR機関が弁護士の関与・助言を得て運営している以上、法律に書く必要はないのではないか、各ADR機関に任せられた方が、ADRの柔軟性という観点からすれば適しているのではないか、ということです。

二つは、このような条文を置けば、あたかも弁護士の関与・助言をADR機関に義務づけるような印象が持たれることになり、そのことがADR機関を重いものにしてしまうのではないか、という懸念があるからです。

例えば、弁護士が必ず関与しなければならないとすれば、コストが高くなってしまいますが、事件によっては、弁護士が関与する必要がないものがあります。コストを低くすることは、ADR機関の運営上も必要ですし、利用者の費用負担を少なくして利用されやすいものにするためにも必要ですが、このような条文を置けば、コストが高くなる心配が出てきます。

三つは、弁護士は多忙で（とくに地方によっては、裁判所における調停委員として活動する時間がないと仄聞しています）、ADR機関で活動する時間が不足しています。この弁護士の物理的な限界がADRの大きさを画してしまうようなことになったら、ADRの拡充・活性化をはかることができなくなると思うからです。

したがって、このような条文を置くことは、私としては消極的ですが、以上のような懸念があることが認識され、ADR機関を運営する上で配慮されるのであれば、消極意見に固執する気持ちはありません。ADR機関の公正性、適確性を確保するためには、程度に幅があるにしても弁護士の関与・助言は必要なことですし、後に述べる代理業務の規制緩和と関連づけるときにも、弁護士の関与・助言について規定を置く必要性が認められるからです。

このような条文を置くか否かにかかわらず、「ADR機関が適確な判断能力及び組織的基盤を有することについて、公的に確認する仕組みを取り入れること」（7頁）は、必要でないと考えます。しかし、このような条文を置けば、その必要性がないことは、一層明確になります。このことについて、以下に付言して置きたいと思います。

現存の各ADR機関は、限られた財源と人手の中で、その創意と工夫によって、ギリギリの線でやりくりしているのが現実の姿です。したがって、いきおい運営委員会の構成メンバーや仲裁人・調停人等のボランティア精神に依存せざるを得ません。そのような実情ですから、「認定」（ここで言われる「公的に確認する仕組み」を仮に「認定」と言うことにします）を受けるための物理的な余裕はほとんどありません。そのようなことをすれば、各ADR機関は、認定を受けるための事務手続に時間と労力を割かなければならなくなり、本来の仕事である調停や仲裁などの業務が疎かになりかねないでしょう。

また、認定が厳しくなれば、本来自由と多様性が求められるADRの長所が阻害されます。逆に認定が容易に得られるのであれば、ほとんど全部のADR機関が認定されて、不公正、不適確なADRにも公のお墨付きがもらえることになって、認定がかえって仇になってしまいます。いずれにしても、認定機関によってADR機関を認定することは、意味がありません。

もし、認定を前提にしてADR基本法を立法するのであれば、その具体的な方法までも定めな

ければならないでしょうが、そのようなことは、ほとんど不可能だと思います。したがって、「認定」すなわち「公的に確認する仕組み」は当面つくらないことにして、ADR基本法を立法すべきだと考えます。

3 論点1 - 4について

不適確者としてどのようなものを想定するかによりますが、各ADR機関の自主性に委ねてもよい事項であると思います。

4 論点2 - 1、論点2 - 2、論点3 - 1、論点3 - 2について

論点2 - 1、論点2 - 2、論点3 - 1、論点3 - 2は賛成です。ただし、「個別法令上に規定を設ける」(10頁)と同時に、ADR基本法にその基本方針を定め、それを受けて、個別法令上に規定を設ける方法がよいと思います。弁護士法第72条がネックになっている部分を緩和して、ADRの拡充・活性化をはかることが目的ですから、その姿勢をここで明確にしておくことが必要であると考えます。

ところで、司法制度改革意見書には、「隣接法律専門職種など非法曹の専門家のADRにおける活用を図るため、弁護士法第72条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべきである。同条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係を含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。」(同意見書37頁)と明記されています。したがって、この提言に沿って仕組みをつくるためには、論点2 - 1、論点2 - 2、論点3 - 1、論点3 - 2を同時に視野に入れるとともに、企業法務との関係をも含めて検討する必要があると思います。

なお、ここにも「個別的に検討し」とありますが、これは全部をバラバラにしなければならないという意味ではなく、グループ分けをして検討することもあり得るものと理解します。

以上のように考えるとすれば、ADR基本法には、次のような条文を置くことが適切であると思われる。

第〇〇条 公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、弁理士は、それぞれの資格付与の要件を定めた法律が規定する業務の範囲内の事項に関して、ADR手続(あっせん、調停、仲裁等)の代理、相對交渉による和解の代理、相談業務を行うことができる。

医師、歯科医師、カウンセラー、技術士、建築士、測量士その他の専門家、法人その他の団体の当該業務担当者および法務担当者は、ADR機関の許可を得て、ADR手続(あっせん、調停、仲裁等)の代理人になることができる。

消費生活に関する専門的知見を有する相談員が行う、消費者問題に関する相談業務、苦情処理業務については、弁護士法第72条本文を適用しない。

以上によって、職種ごとに個別に検討すること、予測可能性を確保すること、規制内容を明確化することという司法制度改革意見書の要請には、ひと通りこたえることができると思います。なお、「会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係」を折り込むのであれば、

株式会社の法務担当者が子会社その他の関係会社からの求めにより法律相談業務を行うときには、弁護士法第72条本文を適用しない。

というような規定を置けばよいでしょうが、これをADR基本法に置くのか、他の方法で手当するかについては、検討の余地があると思います。

なお、ここで注記すべき点をつけ加えておきたいと存じます。

この条文案の については、それぞれ公認会計士法、司法書士法、土地家屋調査士法、行政書士法、税理士法、不動産の鑑定評価に関する法律、社会保険労務士法、弁理士法に規定があり

ます。現行の法律の施行順に並べました。

A D R基本法にこのような規定を置くと同時に、これを受けて個別法令を改正することも必要だと思えます。それらの手当をすることによって、A D Rの垣根が低くなり、A D Rの拡充・活性化をはかることが可能になると考えます。

これらの専門職種の人々からA D R機関に事件が持ち込まれることがA D Rの利用促進に繋がることも大切ですが、これまで当事者が諦めたり、不合理な解決しかできなかった事案が、A D Rにおいて合理的で透明性の高い解決ができるようになるところにいっその重要性があります。

現在、弁理士、司法書士、社会保険労務士は、一定範囲の業務につき、特定のA D R機関において代理業務を行うことが認められています。しかし、認められているものと認められていないものの区別に、合理的な根拠があるとは思われません。

この条文案に列挙した職種の人々は、それぞれの業務範囲の事項について法律知識、実務経験が豊かで、業務に精通しているはずで、そして、その業務範囲の事項に関しては、それを専門としない一般の弁護士より法律知識も実務経験も豊富です。

いずれにせよ、その業務について法律に根拠があり、資格試験や罰則まであるにもかかわらず、A D Rにおいて活動できないということは、合理性のみならず、法の整合性を欠いていると言わなければならない。

また、例えば、弁理士は一定の業務に関して、日本商事仲裁協会、日本知的財産仲裁センターでのみ仲裁事件の代理が認められていますが、A D R機関をこのように限定する必要はないと考えます。一例をあげれば、第一東京弁護士会仲裁センターを設立するとき、知的財産事件を扱うことを目的として、仲裁人候補者のリストの中に知的財産事件を専門とする弁護士を加えました。当事者は、それぞれのA D R機関の特徴と候補者の顔触れを見て、A D R機関を選択すればよいことですから、A D R機関を限定する必要はなく、またその方がA D Rの多様性という利点、特徴にマッチしています。

以上により、この条文案の は、現状より一歩前進と行うことができるでしょう。この一歩前進は、当事者にとっては、身近にいる専門職種の人々の力を借りることができ、それによってA D Rの利用促進をはかることができるのですから、その意義は大きく、A D R基本法には不可欠の事項であると思えます。

医師、歯科医師、カウンセラー、技術士、建築士、測量士その他の専門家と法人その他の団体の当該業務担当者および法務担当者については、この条文案の のように考えてみました。これは民事訴訟法第54条第1項但書と同様の規定ですが、実務のうえでは、とくに団体の当該業務担当者および法務担当者については、だいたいこのように運用されているのが実情です。ただ、弁護士法第72条違反の疑いが生じないように、ここで明確にしておく必要があると思えます。

なお、ここに「(あっせん、調停、仲裁等)」とありますが(条文案のも同じ)、この「等」は裁定、仲裁鑑定、将来導入が想定される中立的評価などを含むという趣旨です。このことを含めて、用語の定義をすることは必要です。

この条文案の には、相対交渉による和解、相談業務が入っています。このうち相談業務は、それぞれの職種の業務そのものと言えますから、ここに入れることは当然だと思えます。

問題は、相対交渉による和解ですが、この点に関しては、論点2-2の趣旨(12頁)に賛成です。

多くの当事者は、身近にいるその業務範囲の法律専門職種の人々に相談を持ちかけ、その人に相手方との交渉を依頼し、それからA D R機関に事件を持ち込むという順序でことを運びたいと考えています。最初の相談と最後のA D R手続の代理が法律専門職種の人々に認められても、中間の相対交渉が抜けていたら、最後のA D R手続にたどり着くことは事実上不可能になるでしょう。せっかくA D R手続における代理が認められても、それではA D Rの利用促進はおぼつかなくなり、その中間の相対交渉については弁護士でなければ駄目ということになれば、それは当事者に過重の負担を強いることになり、多くの当事者はその段階で紛争解決を諦めてしまうでしょう。そのようなことになれば、A D Rを拡充・活性化することによって透明で、公正、合理的な社会を構築しようという目的から外れてしまうことになりかねません。したがって、相対交渉による和解をここに入れることは、必須のことであると考えます。

消費者問題における相談員の役割の重要性に鑑みて、条文案の を加えておきました。これ以外にここに特記すべき専門家が存在するかも知れませんが、今すぐに思い当たりませんので、

とりあえずこれだけにとどめました。

私の意見は、「専門分野又は紛争解決に関する専門的知見を有する者」（12頁、13頁）という書き方をしないで、具体的に職種名を特定する方法で成り立っています。その方が「職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し」という司法制度改革審議会意見書の文言に合っています。

また、「専門分野又は紛争解決に関する専門的知見を有する者」とした場合には、専門分野とは何か、その範囲如何、紛争解決に関する専門的知見とは何か、その知見の有無を誰が判定するのか等々の疑問が沸騰し、それはほとんどエンドレスな議論になってしまうと思われます。

なお、ADRの利用促進という観点からすれば、近親者に代理権を認めるか否かという問題も視野に入れておきたいと思いますが、これは業として行うものではありませんから、弁護士法第72条の適用範囲外の問題として各ADRに扱いを任せることで足り、ADR基本法で触れる必要はないものと思われます。

検討事項2-5についての私の補足意見は以上のとおりですが、検討事項2-3の論点1-1の「公正な手続運営」と同論点1-3の「研鑽」について明確な規定が置かれるのであるならば、全体として過不足がなく、実務は円滑に運営されるでしょう。すなわち、これらの定めが連動して機能し、ADRの拡充・活性化をはかることができると考えます。

以上